令和２年４月３０日

保育施設設置者様

保育施設保護者様

認定こども園保護者様

中野区子ども教育部

保育園・幼稚園課長　渡邊健治

新型コロナウイルス感染症対策に伴う認可保育所及び認定こども園の臨時休園の延長について

日頃より中野区の保育行政にご理解いただきありがとうございます。

区は、４月１０日、国の緊急事態宣言の発令及び東京都の休業要請等の公表を踏まえ、４月１３日（月）から５月６日（水）までの期間、認可保育所及び認定こども園を臨時休園としました。

この間、在宅における保育が可能な方に対しては、登園自粛をお願いするとともに、医療従事者など、就労継続が必要な方を対象に特例的に保育を提供してまいりました。

５月７日以降の保育所等の対応については、国や東京都の要請内容等を踏まえる必要がありますが、国の緊急事態宣言期間を延長するか否かの判断は、連休中との報道もあります。

このため、区としては当面の対応として、以下のとおり決定したのでお知らせします。

保育施設設置者様、保護者様におかれましては、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、認証保育所においても、臨時休園等の延長についてご検討くださいますようお願い致します。

記

１．臨時休園期間の延長

令和２年４月１３日（月）から５月１０日（日）※

※ 国が緊急事態宣言期間を5月10日以降まで延長した場合は、改めてお知らせします。

２．対象施設

* 臨時休園：認可保育所（地域型保育事業を含む）、区立保育室、認定こども園
* 協力要請：認証保育所

３．臨時休園中に特例的に保育を行う対象者

ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方及び保護者全員が、東京都が公表した休業要請対象以外の仕事に従事している方で、就労継続が必要な方

ただし、上記以外の方で、家族介護従事や自身の病気等で保育に欠ける状態になり、一時的に保育が必要となった場合などは、保育の対象とします。また、特別な事情があり保育が必要な方については、別途ご相談ください。

※休業要請対象以外で就労継続が必要な仕事の例

医療（病院、薬局）、福祉（保育所、放課後学童クラブ、高齢者・介護施設）、小売業（食品、生活必需品）、行政（警察、消防、業務継続が必要な国家公務員、地方公務員等）、金融機関、流通関係、公共交通関係

４．保育料について

この期間中の認可保育所、区立保育室及び認定こども園の保育料は、日割り計算とします。

また、認証保育所が休園期間中の保育料を軽減した場合は、その一部を補助する支援事業を実施する予定です。

手続き等の詳細は今後、区ホームページでご案内いたします。

【問合せ先】

子ども教育部

保育園・幼稚園課　運営支援係

電話 03（3228）8940

FAX 03(3228)5667